

## ○ 現行の投開票の仕組み

- ・ 投開票の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 不在者・在外投票の基本的な流れ・・・・・・・・・・ 2
- ・ 現行制度下における投票原則・・・・・・・・・・・・・ 3

## ○ 投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上

- ・ 不在者投票・在外投票の投票者数・・・・・・・・・・ 4
- ・ 選挙における事前投票制度の例（韓国）・・・・・・・・ 5
- ・ 障害者に対する取組の状況
  - 代理投票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - 投票所のバリアフリー対策、選挙のお知らせ版の提供・・・・ 7
- ・ エストニアにおけるインターネット投票（概要）・・・・ 8

## ○ 選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化

- ・ 期日前投票における選挙人名簿対照のオンライン化・・・・ 9
- ・ 投票所入場券（見本）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・ 共通投票所制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・ 平成 29 年衆院選において開票開始日を  
投票日の翌日（10 月 23 日）に変更した団体・・・・・・・・ 12
- ・ 電子投票について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・ 国政選挙における期日前投票者数等の推移・・・・・・・・ 14
- ・ 選挙公報の作成及び配布の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

# 投開票の基本的な流れ

選挙人名簿の調製(定時登録・選挙時登録)

公示日前

投票所入場券を交付

選挙公報を配布

期日前投票所

- ①入場券等による選挙人名簿対照  
(本人確認の実施)
- ②期日前投票事由(1号~6号)の宣誓
- ③投票用紙の交付
- ④投票用紙の記入・投票箱への投函
- ⑤投票箱の閉鎖・投票録の作成
- ⑥投票箱等を送致  
(離島では船舶又は航空機により送致)

公示日翌日~選挙期日前日

投票所

- ①入場券等による選挙人名簿対照  
(本人確認の実施)
- ②投票用紙の交付
- ③投票用紙の記入・投票箱への投函
- ④投票箱の閉鎖・投票録の作成
- ⑤投票箱等を送致  
(離島では船舶又は航空機により送致)

選挙管理委員会

開票所

- ①すべての投票箱等の到着を確認・点検
- ②すべての投票箱を開けて、投票用紙を混同
- ③投票用紙を分類、点検、計算(自動読取分類機や計数機を使用)
- ④各候補者(政党)の得票数の朗読等
- ⑤開票録の作成
- ⑥開票結果を選挙長に報告し、開票録等を送付

選挙期日

選挙期日又は翌日

選挙会

- ①得票数の確定及び当選人の決定
- ②選挙録の作成

それ以降

# 不在者・在外投票の基本的な流れ

## 滞在地選管での不在者投票

## 在外投票

## 洋上投票

### 対象者

選挙当日、不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる選挙人

在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けている海外在留邦人

選挙人名簿登録証明書の交付を受けており、本邦以外の区域を航行する指定船舶等に乗船する船員



### 投票用紙等の請求

#### 【請求先】

名簿登録地の選管

#### 【添付書類】

宣誓書

#### 【請求方法】

郵送や

オンライン手続も可

#### 在外公館での投票の場合

##### 【請求先】

在外公館

##### 【添付書類】

在外選挙人証と旅券等

##### 【請求方法】

郵便によることなく直接

#### 【請求先】

指定市町村の選管

#### 【添付書類】

選挙人名簿登録証明書

#### 【請求方法】

- ・船長による請求（洋上特別投票の場合は船員）
- ・郵便によることなく直接

#### 郵便による投票の場合

##### 【請求先】

名簿登録地の選管

##### 【添付書類】

在外選挙人証

##### 【請求方法】

郵送



### 投票

滞在地の選管に投票用紙等を提出し、その場で投票

#### 在外公館での投票の場合

在外公館で投票用紙等の交付を受けたら直ちに投票

#### 郵便による投票の場合

現存する場所で投票を記載し、名簿登録地の選管に郵送

船舶内で投票送信用紙に必要事項を記載し、指定市町村の選管にファクシミリ送信



### 投票用紙等の送致

滞在地の選管から、名簿登録地の選管に送致

#### 在外公館での投票の場合

在外公館から外務省を経由して名簿登録地の選管に送致

#### 郵便による投票の場合

選挙人が名簿登録地の選管に郵送

ファックスを受信した指定市町村の選管から名簿登録地の選管に送致

# 現行制度下における投票原則

## 当日投票所における投票 (当日投票所投票主義)

当日投票所以外での投票  
※①不在者投票(ア)指定病院・(イ)洋上の場合)  
※②在外投票(郵便等投票の場合)

### 選挙人名簿登録主義

投票を行おうとする者が、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されている(法42)

選挙人名簿又はその抄本に基づき、対面で対照(法44)

- ①(ア)投票用紙請求時に選挙人名簿と対照(令53)、(イ)選挙人名簿登録証明書との対照(令59の6④)
- ②投票用紙請求時に在外選挙人名簿と対照(令65の11)

### 本人による投票

選挙人名簿等に登録された本人による投票である。

投票所入場券や身分証明書等により確認

- ①(ア)不在者投票管理者による投票用紙等の点検(令58①)、(イ)選挙人名簿登録証明書の提示・投票送信用紙への氏名等の自書(令59の6⑧⑩)
- ②外封筒へ署名(令65の12)

### 秘密投票主義

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。(憲法第15④)

- ・投票の秘密保持(法52) 等

- ・投票記載の場所の設備(令32)
- ・開票時の投票用紙の混同(法66②)

- ①不在者投票記載の場所の設備(令58④、令59の6⑩)
- ①②開票時の投票用紙の混同(法66②)

### 一人一票主義

投票は、各選挙につき一人一票に限る(法36)

投票用紙交付時に選挙人名簿にその旨を記載

- ①(ア)投票用紙交付時に選挙人名簿にその旨を記載、(イ)選挙人名簿登録証明書に交付した旨を記載(令59の6⑧)
- ②投票用紙を交付した旨を在外選挙人証に記載(令65の11)

## 不在者投票・在外投票の投票者数

### 〈不在者投票〉

区分	19参	21衆	22参	24衆	25参	26衆	28参
不在者 投票者数の計	576,022	653,816	611,166	565,420	516,906	519,244	575,176
うち 名簿登録地以外の 市町村における 不在者投票	70,973	100,159	110,838	85,999	80,012	68,723	145,259
うち 洋上投票	129	86	159	113	74	134	90

### 〈在外投票〉

区分	19参	21衆	22参	24衆	25参	26衆	28参
在外投票	23,608	28,206	26,891	21,168	25,471	19,267	23,379
うち 公館投票	19,514	23,162	23,137	19,359	22,439	17,901	20,575
うち 郵便投票	2,343	2,599	1,702	814	1,233	516	920
うち国内に おける投票	1,751	2,445	2,052	995	1,799	850	1,884

4 ※衆議院議員選挙においては小選挙区における投票者数、参議院議員選挙においては選挙区の投票者数である。

## 選挙における事前投票制度の例（韓国）

### 【韓国の国政選挙における事前投票】

	事前投票	当日投票
投票可能期間	選挙期日の5日前及び4日前の2日間	選挙期日当日
投票所	全国どこの投票所でも可能  (H28.4 総選挙：3,511 箇所) ※主に役所に設置	選挙人ごとに決められた投票所で投票  (H28.4 総選挙：13,837 箇所) ※主に学校に設置
投票できる選挙区	全国どの選挙区も可能	投票所ごとに決まっている
投票の手続き	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民登録カードによる本人確認</li> <li>② 本人が投票したことを証明するための指紋採取又は署名</li> <li>③ 統合された選挙人名簿との照合（投票所に設置された機器で住民登録カードを読み取り、オンライン照合）</li> <li>④ 投票用紙及び回送用封筒の手交（白紙の用紙に、選挙人ごとに該当選挙区に応じて印刷）</li> <li>⑤ 選挙人が投票用紙に記入 ※票を投じたい候補者の右にあるスタンプ欄にスタンプを押印する。</li> <li>⑥ 選挙人が投票箱（管轄内と管轄外の2箱が用意）へ投票（管轄外の投票箱には、回送用封筒に入れて投票）</li> <li>⑦ 管轄外の投票箱に投票されたものは、回送用封筒により当該選挙人の選挙区の選管に郵送</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 本人確認</li> <li>② 投票用紙を手交</li> <li>③ 選挙人が投票用紙に記入</li> <li>④ 選挙人が投票箱へ投票</li> </ol>

出典：衆議院シンガポール及び韓国における選挙制度実情調査議員団報告書（H28.9）ほか

## 障害者に対する取組の状況（代理投票）

心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人が、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる制度

### <対象者>

心身の故障その他の事由(※)により自書することができない者

※ 「心身の故障」とは、例えば指先、腕の疾病、中風、失明等を意味する。また、文字の読めない者、自書能力又はこれに代わるべき点字による記載能力のないすべての者を含む。なお、「その他の事由」には、学習の機会がなかったこと等により文字が書けない場合が含まれると解される。

### <手続>

① 選挙人が投票管理者に申請

② 投票管理者による補助者の指定

投票管理者は、代理投票を申請した選挙人について代理投票をさせるべき事由があると認めるときは、投票立会人の意見を聞いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定める。

③ 補助者による氏名の記載及び立会い

補助者のうち一人に選挙人の指示(※)する候補者の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならない。

※ 選挙人の指示に反して異なる候補者の氏名を記載した場合は、行為者は、公職選挙法第二百三十七条の二の規定による罰則（二年以下の禁固又は三十万円以下の罰金）の適用を受ける。

### <投票者数>

#### 平成 28 年参議院通常選挙（選挙区）

選挙当日投票所における代理投票 38,964人

期日前投票所における代理投票 71,431人

#### 平成 26 年衆議院総選挙（小選挙区）

選挙当日投票所における代理投票 38,318人

期日前投票所における代理投票 62,685人

# 障害者に対する取組の状況 (投票所のバリアフリー対策、選挙のお知らせ版の提供)

## 1 投票所のバリアフリー対策状況

(1) 敷地の入口から、投票所を設置した施設（建物）までの間の障害等 (単位：投票所数)

	投票所 総数	障害 あり	障害がある場合の対応				建物まで の案内図 等の掲示 等	視覚障害 者誘導ブ ロックの 設置	障害者専 用駐車場 の設置
			簡易スロ ープ設置	人的介助	その他	対応 なし			
			28年参	47,902	13,013	6,361			
26年衆	48,617	13,941	7,078	6,756	193	257	6,921	2,104	6,417

(2) 投票所内の設備・備品等の設置状況 (単位：投票所数)

	案内図 等の 掲示	点字器	拡大 ルーペ (虫眼鏡)	老眼鏡	記載台 用照明	文鎮等	車イス	車イス 用 記載台	投票 方法の 掲示	候補者 等名簿 (点字)	候補者 等名簿 (拡大 文字)	手 話 通 訳 者
28年参	12,513	40,260	21,517	35,913	22,293	23,901	23,934	39,009	23,183	39,611	12,250	26
26年衆	12,495	39,910	19,925	34,744	21,330	22,733	22,595	38,138	21,176	39,070	8,560	75

## 2 点字又は音声による候補者情報（選挙のお知らせ版）の提供状況

全都道府県において点字版・音声版（カセットテープ・CD、音声コードのいずれか）を配布している。

(単位：都道府県数)

	点字版	音声版	カセットテープ	CD	音声コード
28年参 (選挙区)	47	47	39	39	19
26年衆 (小選挙区)	47	47	41	32	13

(音声版の内訳は複数回答。)

※提供方法は、直接配布、関係団体・都道府県市区町村関連施設における据置・貸出・閲覧等



## エストニアにおけるインターネット投票（概要）

### 1. 経緯等

- ・ 2002年から電子政府構築の一貫として電子投票の実験が行われ、2005年1月に、首都タリン市の住民投票で、インターネット投票を試験的に実施
- ・ 2005年10月の地方議会議員選挙で、初めてインターネット投票導入。
- ・ 2007年に国政選挙において実施され、これまでに8回実施されている模様。  
(2009年：欧州議会選挙、地方議会選挙、2011年：国政選挙、  
2013年：地方議会選挙、2014年：欧州議会選挙、2015年：国政選挙)

### 2. 投票方法

#### (1) IDカード（身分証明カード）による投票

- ・ 15歳以上の市民は、IDカード（身分証明カード）の携帯が法律で義務付けられており、このカードにより電子署名が可能となっている。
- ・ ICチップが内蔵されており、IDカード発行時に、「本人認証用PINコード」と「電子署名用PINコード」が付与され、このカードを利用して投票が行われる。

#### (2) その他の投票

- ・ デジタルID（写真なしのIDカード）による投票  
本人確認及び電子署名が可能であり、取得義務はない
- ・ 携帯電話（モバイル）IDによる投票  
携帯電話のICチップにIDカードと同機能を付与

### 3. IDカードを利用した投票の流れ

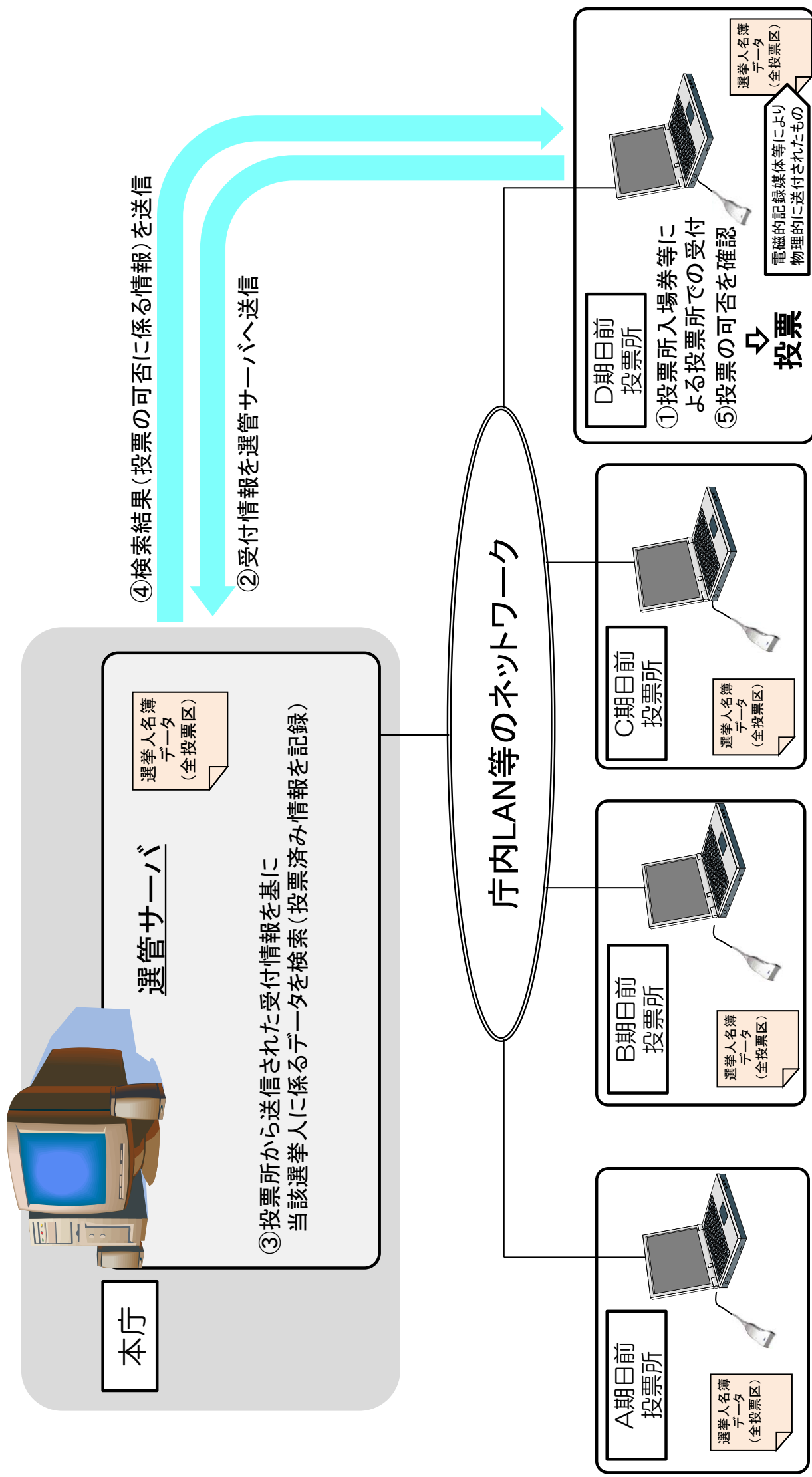
- ① （PCに装着した）カードリーダーにIDカードを読みこませ、インターネット投票サイトへアクセス、投票用アプリケーションをダウンロードする。
- ② IDによる本人認証を行うと、候補者の一覧表がスクリーンに表示される。
- ③ 同画面において投票を行い、デジタル署名により投票内容を暗号化し、投票データを送信する。
- ④ 受信された場合は、受信確認通知が画面に表示され、投票終了となる。

※ 投票受付期間内であれば、前に投じた投票をキャンセルして、何度でも投票が可能である。

※ 投票内容の開封時にデジタル署名を削除（復号化）することで、誰が誰に投票したか分からない状態にし、集計を行う。

(参考文献) ゆあさはるみち 湯浅 壘道 「エストニアの電子投票」 社会文化研究所紀要 65号  
(株)NTTデータ 欧州レポート (平成25年7月19日)  
エストニア国家選挙委員会サイト

# 期日前投票における選挙人名簿対照のオンライン化



# 投票所入場券（見本）

市内	投票所	簿冊(受付)	ページ	行(番号)

名簿照合				
全	市長	衆小	衆比	国審

川崎市 市長選挙  
衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国民審査

投票所入場整理券

この「投票所入場整理券」を投票所にお持ちください。  
(お持ちにならなかった場合でも選挙人名簿の登録を確認の上、投票できます。)  
※「投票所入場整理券」が届いても川崎市外へ転出された方は市長選挙の投票はできません。

投票日 平成29年10月22日(日) 午前7時から午後8時まで

(住所)

(氏名)

あなたの投票所

(地図)

【お問い合わせ】

※この「投票所入場整理券」は発送準備の都合上、一定期間前の住民票の情報に基づいた選挙人名簿から作成しています。転居や戸籍等の届出時期により行き違いがありましたらご容赦ください。

裏面も必ずお読みください。

## 選挙（投票日）当日に投票所に行くことができない方へ

1 お住まいの区（選挙人名簿登録地）の期日前投票所で投票をする方法  
右側の「請求書（兼宣誓書）」にご記入の上、**お住まいの区**の期日前投票所（区役所・支所・出張所等）へお持ちください（他の区では投票できません）。

期	市長選挙	10月9日(月・祝) ~ 10月21日(土)
間	衆議院議員総選挙 最高裁判所国民審査	10月11日(水) ~ 10月21日(土)

■全ての選挙が同時に投票できるのは10月11日(水)から。

※投票時間は、午前8時30分から午後8時まで。ただし、中原区の国際交流センター期日前投票所については、午前9時から。  
また、10月16日(月)～20日(金)の幸区役所、高津区役所、麻生区役所、計3か所の期日前投票所は午後9時までとなります。

2 お住まいの区（選挙人名簿登録地）以外の市区町村の選挙管理委員会ですら投票をする方法

【投票用紙等の郵送に日数を要しますので、お早めに請求してください】

下記「投票用紙送付先」と右側の「請求書（兼宣誓書）」にご記入の上、表面右下に記載の区選挙管理委員会あてに、この用紙を郵送（FAXやEメールは不可）してください。

投票用紙送付先（お住まいの区以外の市区町村の選挙管理委員会ですら投票をする場合）

〒

※連絡先（携帯電話番号等）

上記の投票用紙送付先へ、投票用紙等を郵送しますので、お住まいの区以外の市区町村の選挙管理委員会へそのまま持参して、その場で投票してください。投票した投票用紙は、その後、当委員会に郵送されます。

※投票する時までに、川崎市外へ転出された方は市長選挙の投票はできません。

## 期日前投票・不在者投票を行う方のみご記入ください。

### 請求書（兼宣誓書）

私は、平成29年10月22日執行の川崎市市長選挙・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。なお、不在者投票の場合は、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

フリガナ	生年月日
氏名	明・大・昭・平
	年 月 日

選挙人名簿に記載された住所  
川崎市 区

事由  
 仕事、学業、その他（ ）に従事  
 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在  
 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難  
 住所移転のため、他の市区町村に居住  
 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難  
 該当する□に✓を記入してください。  
 上記は真実であることを誓います。

平成29年 月 日  
(期日前投票の場合は、記入日ではなく投票する日をご記入してください。)

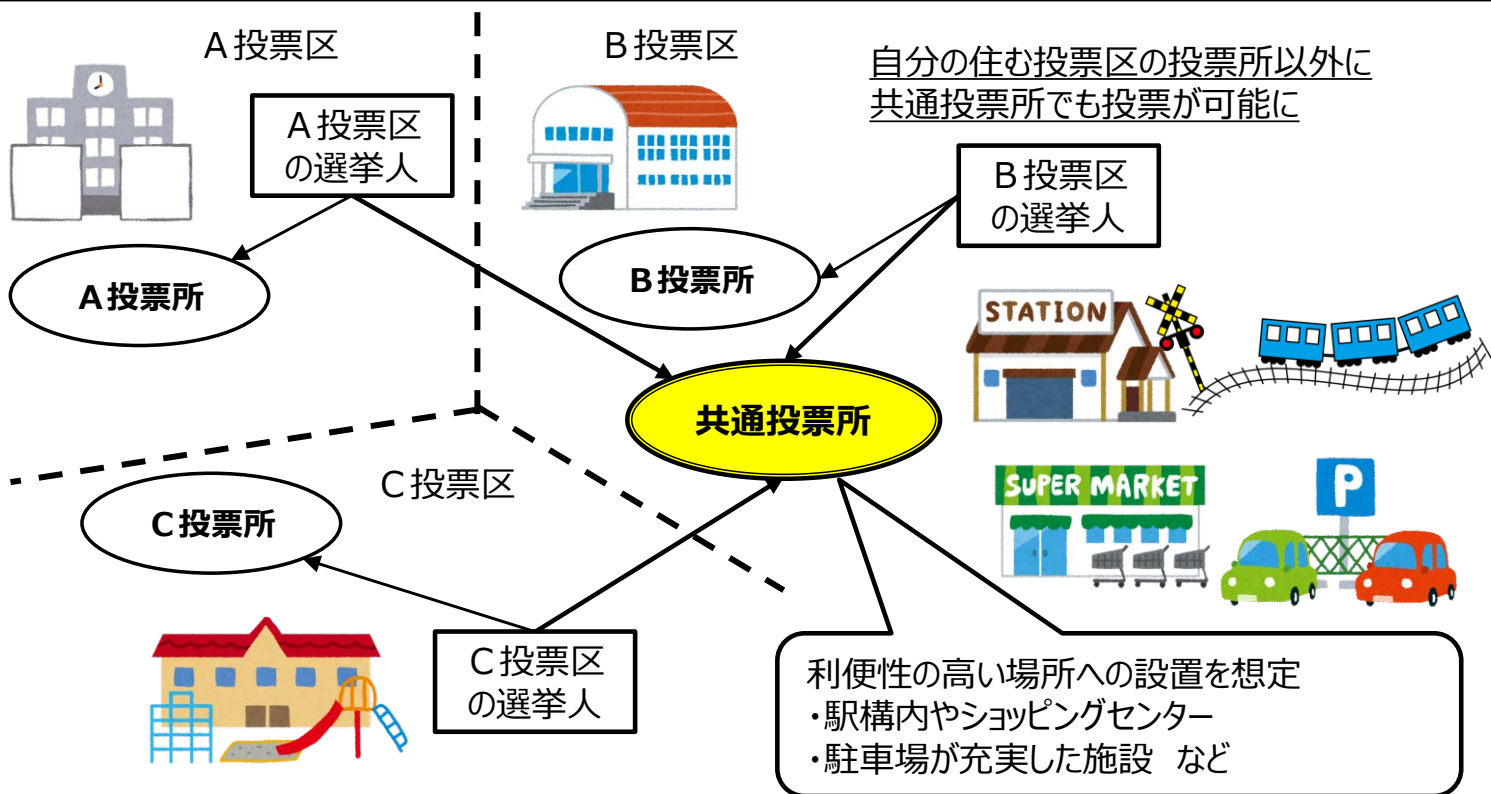
職員記入欄	理由	1	2	3	5	6	区役所	他1	他2	表示
	交付	全	市長	衆小	衆比	国審	投票区・名簿番号			
点・代										

# 共通投票所制度について

(公職選挙法第41条の2関係)

## 【趣旨】

選挙の当日、投票区ごとに設けられる既存の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる投票所（共通投票所）を設置することができることとし、市町村選管の判断により、有権者にとって利便性の高い場所に共通投票所を設置できるようにする。



## ※共通投票所での投票時間

朝5時から夜8時までの間で、市町村選管が任意に決定

## 【二重投票を防止するための措置】

複数の投票所で投票が可能となるため、二重投票を防止するための措置が必要



投票所や共通投票所と本庁舎の間で投票済情報を相互に共有

セキュリティーの高いネットワークを構築 など

## 平成29年執行衆議院議員総選挙における共通投票所の投票者数

市町村名	選挙当日 有権者数	投票者数	うち選挙期日 当日の投票者数		当日の投票者数に 占める共通投票所 の投票者数の割合	共通投票所に 使用した施設
			うち選挙期日 当日の投票者数	うち共通投票所投 票者数		
北海道 函館市	229,609	133,402	85,512	1,023	1.20	商業施設 2箇所
青森県 平川市	27,313	15,683	9,821	1,561	15.89	商業施設 1箇所
岩手県一関市	102,445	60,361	34,328	1,723	5.02	商業施設 2箇所
長野県 高森町	10,680	7,143	3,521	429	12.18	商業施設 2箇所
合計	370,047	216,589	133,182	4,736	3.56	

## 平成29年衆院選において開票開始日を 投票翌日（10月23日）に変更した団体

都道府県名	市町村名	小選挙区名	開票開始日時	理由
愛知県	西尾市	愛知県第12区	23日18時15分	離島
三重県	鳥羽市	三重県第4区	23日8時30分	投票所周辺の冠水
	伊勢市	三重県第4区	23日8時30分	投票所周辺の冠水
兵庫県	篠山市	兵庫県第5区	23日9時	開票所の停電
愛媛県	松山市	愛媛県第1区	23日9時30分	離島
		愛媛県第2区	23日11時	離島
	八幡浜市	愛媛県第4区	23日14時	離島
山口県	萩市	山口県第3区	23日15時	離島
佐賀県	唐津市	佐賀県第2区	23日14時	離島
宮崎県	延岡市	宮崎県第2区	23日13時	離島
沖縄県	座間味村	沖縄県第1区	23日13時	離島
	うるま市	沖縄県第3区	23日13時	離島
	南城市	沖縄県第4区	23日13時	離島

※公職選挙法第64条の規定に基づき、開票日時の変更告示等をあらかじめ行うことなどにより、開票を実施。  
 (第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。)  
 ※開票終了時刻が最も遅かった団体は愛知県西尾市であり、その開票終了時刻は、23日21:55である。  
 ※関係する比例代表選挙区は、東海選挙区、近畿選挙区、中国選挙区、四国選挙区、九州選挙区。

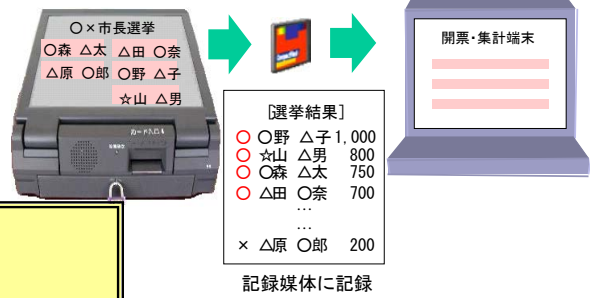
# 電子投票について

## 1. 電子投票のメリット

- ・選挙結果の判明が迅速かつ正確
- ・有権者の意思を正確に反映(疑問票・無効票解消)
- ・自書が困難な有権者も容易に投票

タッチパネル式の電子投票機で投票

開票所の端末で迅速に開票



## 2. 経緯

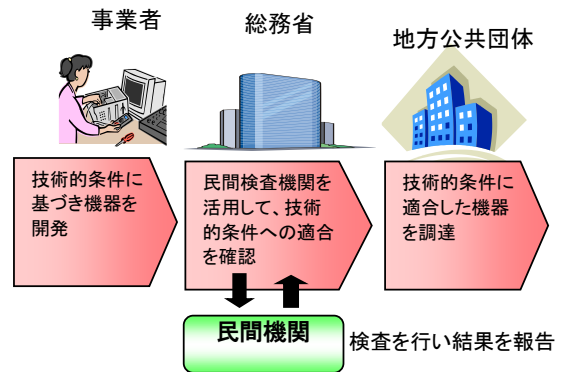
- ・平成14年2月 電磁的記録投票法施行(地方選挙のみ)
- ・平成14年6月 岡山県新見市で全国初の電子投票
- ・平成15年7月 岐阜県可児市議選で機器が故障
- ・平成15年12月 期日前投票にも電子投票導入
- ・平成17年7月 岐阜県可児市議選の選挙無効が確定
- ・平成18年4月 電子投票システム調査検討会から信頼性の向上に向けた方策について報告
- ・平成18年12月 電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱の制定
- ・平成19年4月 民間検査機関を活用した技術的条件の適合確認の結果公表
- ・平成28年2月までに10団体に25回の電子投票を実施(現在、条例制定団体は6団体)

### 電子投票システム調査検討会

電子投票機について、国が「技術的条件」への適合状況に係る検査を検査法人等に委託し、検査結果をとりまとめて、地方公共団体に対して公表することが必要

## 3. 信頼性向上のためのこれまでの取組

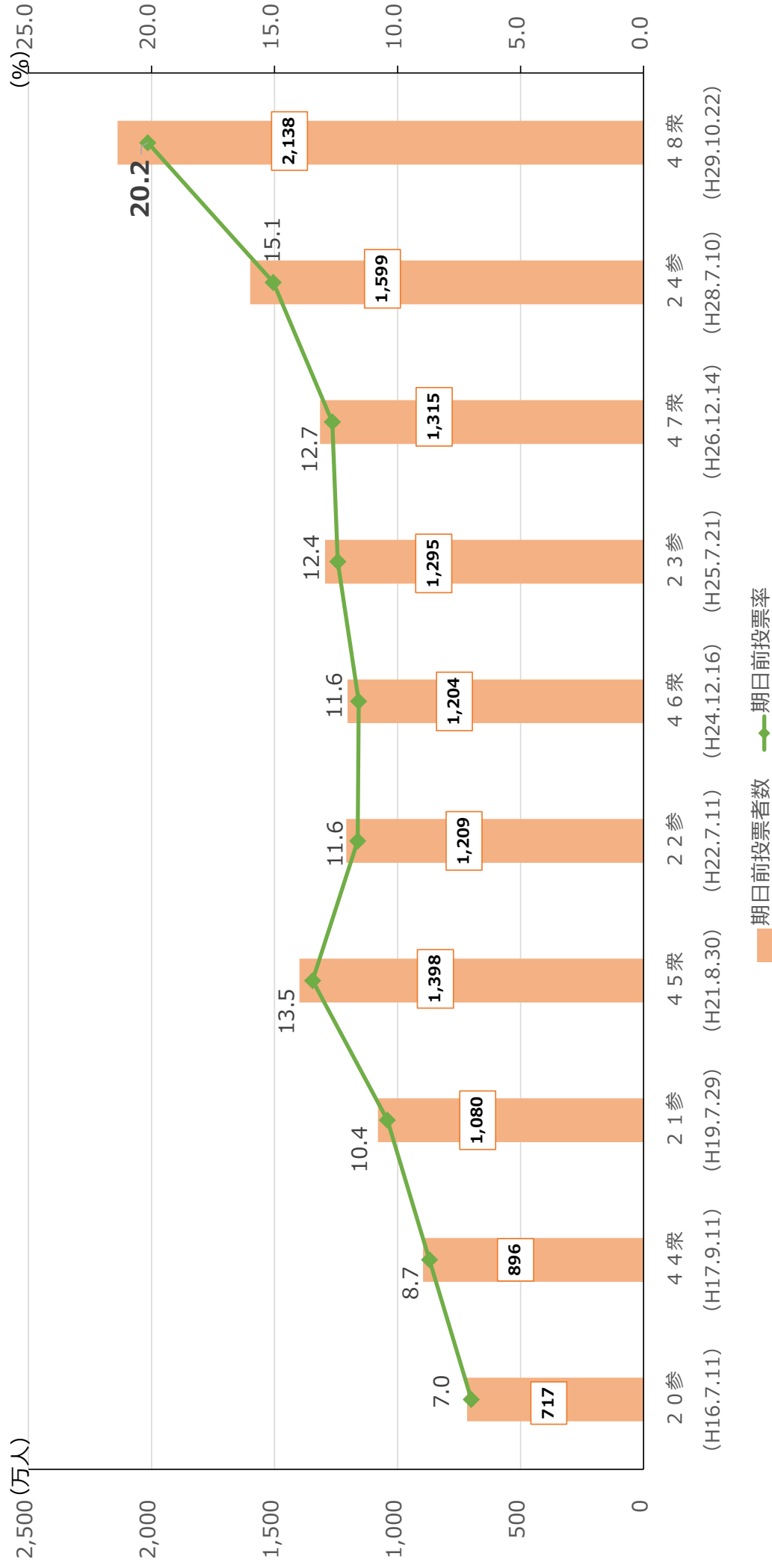
- ①「電子投票導入の手引き」(マニュアル)の作成  
17年に、これまでの実施例における管理運用のノウハウを集約した手引きの作成。
- ②電子投票システムの技術的条件の見直し  
18年12月、これまでのトラブル事例を踏まえ技術的条件を見直し。
- ③適合確認実施要綱の制定及び適合確認の実施  
民間検査機関を活用して適合確認を行い、安心して電子投票を導入できる環境を構築。



## 4. 国政選挙導入の動き

- H18. 10. 25 自民党・選挙制度調査会において「電子投票の国政導入に関する最終報告」を了承  
(第166回通常国会)
- H19. 6. 12 議員立法(自・公)により「電子投票法改正法案」が提出される。  
(継続審議の取扱い)
- (第168回臨時国会)
- H19. 12. 11 衆議院において可決される
- H19. 12. 19 参議院における法案審議の過程において、民主党より修正案の提示  
⇒継続審議の取扱い
- (第169回通常国会)
- H20. 6. 21 参議院において継続審議の取扱いとせず(審議未了) ⇒廃案

# 国政選挙における期日前投票者数等の推移



# 選挙公報の作成及び配布の流れ

※衆議院比例代表選挙の場合

